

第2期（平成21～23年度）

鎌ヶ谷市障がい福祉計画

鎌 ヶ 谷 市

平成21年3月

第1章 障がい福祉計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の根拠と位置付け	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の目標	3
5	計画の期間及び見直しの時期	4
6	計画達成状況の点検及び評価の方法	4

第2章 地域生活や一般就労への移行

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
2	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	5
3	福祉施設から一般就労への移行	6

第3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業

1	障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	7
2	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	11

第4章 計画の推進に向けて

《参考資料》

1	用語解説	17
2	計画策定までの経過	18
3	鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱	19
4	鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿	21
5	障がい福祉サービスの新体系	22

第1章 障がい福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

鎌ケ谷市では、平成11年3月に策定した「鎌ケ谷市障害者計画」で、平成11年度から平成22年度までの障がい福祉施策の基本的な方向性を示しましたが、その後の社会環境の変化や法整備の状況を踏まえて、平成18年度には、「鎌ケ谷市障害者計画」の前期の進捗状況と問題点や課題を明らかにし、新たな社会情勢に対応した「鎌ケ谷市障がい者計画」を策定いたしました。

また、障がい福祉制度は、平成15年度以降、それまでの行政による措置から利用者自らがサービスを選択し契約する支援費制度に移行し、利用者数が飛躍的に増加するなどサービス量の拡大が図られてきましたが、自治体間での格差是正や障がい福祉サービスの再構築、費用負担のルール化と財源の確保などを目標として平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から一部施行、10月から本格施行されました。

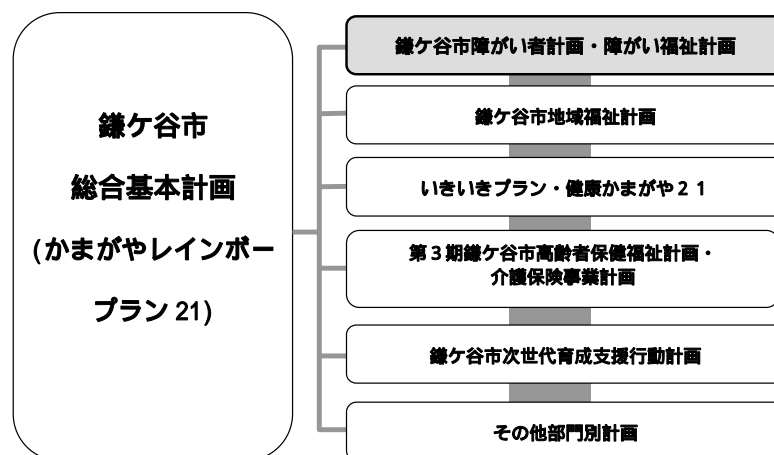
障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条の規定により、国が定めた基本的な指針に基づき、本市における平成23年度のサービス提供の目標値を設定し、その目標値を達成するための各年度におけるサービス等の必要量を見込み、必要なサービスが提供されるようサービスの確保のための方策を明らかにする計画で、「鎌ケ谷市障がい者計画」の見直しに合わせて、平成18年度に一体の計画として策定しました。

この計画は、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする計画を策定しているため、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、平成20年度において平成23年度を目標とする第2期の計画を策定するものです。

2 計画の根拠と位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定により、市町村障害福祉計画として策定するものです。「鎌ヶ谷市障がい者計画」が、障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制作りやサービス等を確保するための方策を示す実施計画となります。

また、鎌ヶ谷市総合計画「かまがやレインボープラン21」や鎌ヶ谷市地域福祉計画「ふくしサポートプラン21」などの計画を踏まえ、市が障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量や確保のための方策を定めます。



障害者自立支援法第88条第1項

市町村は、基本方針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の基本理念

「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とした障害者自立支援法の趣旨や、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、鎌ヶ谷市障がい者計画の基本理念である「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」を引き継ぐとともに、第1期障がい福祉計画の基本的理念である以下の3点を、引き続き基本的理念とします。

サービスの自己選択と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいの種類や程度に関わらず障がいのある人が自ら居住場所やサービスを選択し、自立した社会生活が可能となる社会の実現を目指します。

身体、知的、精神の3障がいを一元化した障がい福祉サービスの提供

障がいの種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを利用することができるよう、サービス提供基盤の整備を図ります。

地域生活への移行と就労支援の充実

入院や入所からの地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

4 計画の目標

第1期障がい福祉計画の進捗状況と第2期障がい福祉計画の課題として新たに提示された項目を踏まえて、以下の5点を取り組みの目標とします。

就労支援体制の強化と就労の促進

相談支援の充実・強化

居住の場の確保

長期入所、長期入院者の地域生活移行の促進

虐待防止に対する取り組みの強化

5 計画の期間及び見直しの時期

この計画では、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度とするとともに、そこに至る中間段階の位置づけとして、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期計画期間とします。

また、平成20年度には、第1期の実績を踏まえて計画の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする第2期計画を策定します。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
鎌ヶ谷市障がい者計画	→					
障がい福祉計画	→			(第二期計画) →		

6 計画達成状況の点検及び評価の方法

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所などで構成する「鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえ計画を策定しました。

また、障がい福祉計画の目標や障がい福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行うとともに、「鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会」からの意見を踏まえながら、サービス提供にかかる課題や取り組み方針について検討し、実施していきます。

地域自立支援協議会の役割

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割をはたす場として市が設置し、定期的に協議を行います。

(構成メンバー)

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保険・医療関係者、教育・雇用関係者、障がい者団体関係者、権利擁護・地域福祉関係者、行政関係職員など

(主な機能)

- ・中立公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議と調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発と改善に向けた協議
- ・鎌ヶ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること

第2章 地域生活や一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、平成23年度末までに、平成17年10月時点の施設入所者数の10%以上が地域生活へ移行することを目指すとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定するとしています。

[市の目標値]

本市の平成17年10月1日時点の施設入所者数は、58人です。国や県の目標値を踏まえ、平成23年度までにグループホームなどを利用して地域生活に移行する人の目標値を6人と設定します。

地域生活への移行については、障がいのある人や家族の状況などを把握し、本人に必要なサービスを十分考慮したうえで進めていきます。

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の施設入所者数 (A)	58人	平成17年10月1日現在の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	52人	平成23年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (A) - (B)	6人 ----- 10%	平成23年度末までの移行者の目標値

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、全国の精神科病院の入院患者のうち、退院可能精神障がい者（受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者）が平成24年度までに約7万人が退院することを目指すとしています。

[市の目標値]

千葉県では、県内の退院可能精神障がい者数を約2,700人としており、本市の人口で按分すると30人の退院可能精神障がい者がいることになります。

地域生活移行における支援体制を考慮し、平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する退院可能精神障がい者数を30人と設定します。

項 目	数 値	備 考
第 1 期計画作成時点の退院可能精神障がい者数	30人	国の見込み数を人口で按分し、条件が整えば退院が可能な者の数
【目標値】 退院可能精神障がいの減少数	30人	平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する者の数

3 福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

国の基本指針では、平成23年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて同年度中に一般就労する人を、現在の4倍以上に増やすことを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定するとしています。

[市の目標値]

本市では、平成17年度に福祉施設から一般就労した人は2人ですが、平成17年度の実績は、過去の実績をもとに評価すると年平均の就労者数を上回っていることから、4倍の目標値を設定することは困難であるため、平成23年度の年間就労者数については、2倍の4人が福祉施設から一般就労すると設定します。

また、就労継続支援事業A型の利用者数については、ベースとなる施設への移行が見込まれないことから、実状に合わせた数値目標を設定することとします。

項 目	数 値	備 考
第 1 期計画作成時点の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	4人 2倍	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数
第 1 期計画作成時点の福祉施設利用者数	71人	療護施設、更生施設、授産施設等を利用している者の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	17人 24%	上記のうち、平成23年度末までに就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 就労継続支援事業利用者数	17人	平成23年度において就労継続支援事業を利用している者の数
【目標値】 上記のうちA型利用者数	2人 12%	上記のうちA型事業（雇用型）を利用している者の数

第3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業

1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障がい福祉サービス見込量の算出方法

国の基本指針に基づき、障がい福祉サービスの需要側と供給側の数値を踏まえて見込量を設定します。

需要側については、現在のサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸びや障害者自立支援法施行後の新たなサービスの利用状況などを加え、障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。

供給側については、事業者の移行状況などから提供可能量を推計します。

(2) 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

訪問系サービス

支援費制度開始以降、訪問系サービスの利用者は増加しました。障がいのある人などが地域で生活していくために今後とも重要なサービスです。

サービスの概要

居宅介護 : 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護 : 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護 : 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障がい者等包括支援 : 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
居宅介護	1,000	1,200	1,400	時間/月
	50	60	70	実人/月
重度訪問介護	45	70	70	時間/月
	2	3	3	実人/月
行動援護	40	40	40	時間/月
	2	2	2	実人/月
重度障がい者等包括支援	0	0	0	時間/月
	0	0	0	実人/月

見込量確保のための方策

新たなサービスが見込まれる精神障がい者や重度の障がい者へのサービスに対応するとともに、入所・入院中の障がい者の地域生活への移行を促進するため、利用者のニーズを適格に把握するとともに、サービス提供事業者への情報提供を図り、事業者の確保に努めます。

日中活動系サービス

支援費制度開始以降、施設（入所・通所）で提供してきたデイサービス等は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所に再編されることになりました。障がいのある人が地域で自立するために必要なサービスです。

サービスの概要

生活介護 : 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練・生活訓練): 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援: 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型・B型): 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

療養介護 : 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

児童デイサービス: 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所 : 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
生活介護	680	700	900	延人日/月
	34	35	45	実人/月
自立訓練(機能訓練)	44	66	66	延人日/月
	2	3	3	実人/月
自立訓練(生活訓練)	88	110	132	延人日/月
	4	5	6	実人/月

就労移行支援	120	160	160	延人日/月
	6	8	8	実人/月
就労継続支援（A型） （雇成型）	0	0	40	延人日/月
	0	0	2	実人/月
就労継続支援（B型） （非雇成型）	200	240	300	延人日/月
	10	12	15	実人/月
療養介護	31	31	217	延人日/月
	1	1	7	実人/月
児童デイサービス	464	496	528	延人日/月
	58	62	66	実人/月
短期入所	154	168	182	延人日/月
	22	24	26	実人/月

見込量確保のための方策

障害者自立支援法の目的である障がい者の自立と地域生活への移行を促進するため、利用者の意向や状況に応じた多様なサービスの提供に努めます。

サービス提供事業者に対しては、新体系による円滑なサービス提供が行われるよう移行への働きかけを行い、関係機関との連携、情報の共有化によりサービス需要の動向の把握に努めます。

児童デイサービスについては、利用希望者の増加が予測されることから、市内外の事業者と連携を図りながら、サービス需要に適切に対応していきます。

居住系サービス

支援費制度開始以降、グループホームの利用は増加しています。今後、施設入所者の地域移行を進めるためにもグループホームやケアホームは重要なサービスです。

また平成18年10月から施設の新事業体系への移行が始まり、日中のサービス部分と夜間サービス部分に分けサービスを提供しています。

サービスの概要

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活介護（ケアホーム）：夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
施設入所支援	25	26	36	実人/月
共同生活介護(ケアホーム)	11	13	15	実人/月
共同生活援助(グループホーム)	7	9	11	実人/月

見込量確保のための方策

障がい福祉計画の目標を達成するためには、居住系サービスの計画的な推進が必要であるため、障がい者の地域生活への移行状況を適切に把握し、計画的に居住基盤の整備に努めます。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な障がい者については、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

相談支援(サービス利用計画作成)

支給決定を受けた障がい者が、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
指定相談支援 (計画作成)	1	2	2	実人/月

障害者自立支援法におけるサービス利用計画作成費支給対象者数

見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービス内容の周知を図るとともに、専門職を配置した相談支援事業者や関係機関等との連携を進めます。

2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 地域生活支援事業の見込量の算出方法

現在のサービス利用者数を基礎として、新たなサービス利用者数を加え障がいのある人のニーズなどを踏まえて見込んだ利用量を勘案して推計します。

(2) 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

相談支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

相談支援事業は、平成19年4月から事業を開始した市内の相談支援事業所2ヶ所を中心に委託事業により実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するために、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者などからなる地域自立支援協議会を活用し、ネットワークの構築を図ります。

サービスの概要

障がい者相談支援事業：障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な支援などを行います。

地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす地域自立支援協議会を設置運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議、調整等を行います。

市町村相談支援機能強化事業：困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。

住宅入居等支援事業：賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言などを行います。

成年後見制度利用支援事業：成年後見制度の利用が必要と認められる知的または精神に障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方の権利擁護を図ります。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
障がい者相談支援事業	4	4	4	箇所
地域自立支援協議会	有	有	有	有・無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有・無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	有・無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	有・無

見込量確保のための方策

今後も公的窓口が相談支援事業の中心となるとともに、民間相談支援事業者や関係機関との連携をさらに強化し、住宅入居等支援や成年後見制度利用支援のサービス拡充に努めます。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどのコミュニケーション支援を行います。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
コミュニケーション支援事業	22	23	25	実人/月
設置手話通訳者	1	1	1	人

見込量確保のための方策

設置・派遣手話通訳者の体制をさらに充実させるとともに、新たなサービスである要約筆記者の利用促進に努めます。

日常生活用具給付事業

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、身体介護を支援する用具・訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する用具、居宅生活活動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの購入及び改修工事費などを給付します。

サービスの概要

介護訓練支援用具：障がい者介護用の特殊ベッドやマット、障がい児が訓練に用い

るイス等の用具

自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の自立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者の在宅療養を支援する用具

情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭等の障がい者の情報収集、伝達、意思疎通を支援する用具

排泄管理支援用具：人工肛門者用ストーマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品

住宅改修費：手すりの取り付け、床段差の解消等障がい者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
介護訓練支援用具	8	8	8	件/年
自立生活支援用具	22	23	23	件/年
在宅療養等支援用具	8	8	8	件/年
情報・意思疎通支援用具	30	33	36	件/年
排泄管理支援用具	1,583	1,638	1,696	件/年
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	3	3	件/年

排泄管理支援用具は、1人につき年間12件(月1件)として集計

見込量確保のための方策

サービスを必要としている障がい者へ適切に供給できるよう、用具情報の収集、利用者ニーズの把握、制度のPRに努めます。

移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出のために必要な支援を行う事業を実施します。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
移動支援事業 (利用時間)	400	440	480	時間/月
移動支援事業 (利用者数)	34	38	42	実人/月

見込量確保のための方策

事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの提供と安定

した提供体制の整備に努めます。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、日中の創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、障がいのある人の地域での生活を支援するものです。

地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業に加え専門職員を配置するなど地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地位生活支援の促進を図る事業で、型～型の3類型があります。

サービスの概要

種類	内容
型	基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施する。
型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施する。
型	地域において概ね5年以上の安定的な運営が図られている小規模福祉模作業所などからの移行が想定されているもの。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
自市町村利用分	4	4	4	箇所
	28	31	37	実人/月
他市町村利用分	9	9	10	箇所
	19	20	21	実人/月

見込量確保のための方策

小規模作業所等が地域活動支援センターや訓練給付などの法定事業へ移行し、安定した経営基盤と充実したサービスが提供できるよう支援していきます。

手話・要約奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施し、障がい者の社会参加と交流を促進します。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
手話・要約奉仕員養成研修事業	20	10	20	実人/年

見込量確保のための方策

計画的に養成研修を実施し、奉仕員を養成するとともに、コミュニケーション支援事業の制度拡充を図ります。

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。

サービスの見込量

事業	21年度	22年度	23年度	単位
日中一時支援事業	35	40	45	実人/月

見込量確保のための方策

サービス提供事業者の参入を促進するとともに、必要とされるサービス量の確保と質の高いサービス提供に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1 人材の育成・確保

障がい者の増加や障がいの重度化・多様化等に対応するため、研修機会の拡充等による職員の資質の向上を図るとともに、計画推進に必要な専門的人材の計画的な確保と適切な配置に努めます。

2 推進体制の整備

本計画の進行管理を適正に行うため、年度毎の目標の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて必要な見直しを行います。

また、具体的な事業や施策の実施にあたっては、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体等が参加している地域自立支援協議会において協議しながら、効果的な実施を図ります。

3 広域的な連携

障がい者施策の推進には、様々な分野の機関が密接に関係し取り組む必要があるため、国、県、事業所、周辺市町村、障がい者団体などとの連携を十分に図りながら、情報収集を行い、きめ細かい施策の実現に努めます。

4 財源の確保

本計画を実効性のあるものとするため、効率的なサービス提供に努めるとともに、年度毎の計画量に応じた費用額を適正に把握し、国、県、利用者負担などの特定財源についても、適正な確保に努めます。

資料

用語解説

支援費制度

行政が身体がい者または知的障がい者を対象とする福祉サービスの内容やサービス提供事業者を決定していた従来の措置制度に代わり、利用者の申請に基づき、市町村が決定したサービス支給量の範囲内で利用したい事業者を利用者自身が自ら選び、利用契約を結んでサービスを受ける制度。

平成 15 年 4 月に施行され、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法へ移行した。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきたサービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成 17 年に制定された法律。

障がい者自立支援法のポイント

障がいの種別に関わらずサービスの仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

サービス提供主体を、障がい者に身近な市町村に一元化する。

障がい者がもっと働ける社会とするため、就労支援を強化する。

公平なサービス利用のため、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支えあう仕組みを強化する。

地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい者及び障がい児が地域で自立した生活をしていけるよう、地域の実情に応じて都道府県と協力して実施する事業。事業は、相談支援事業やコミュニケーション支援事業、移動支援事業などの必須事業と、そのほか地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されている。

要約筆記

手話を使わない聴覚障がい者（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会などで発言者の言葉を即時に筆記し、オーバーヘッドプロジェクターなどで参加者に伝える方法。また、聴覚障がい者に同行し、話し手の内容をノートに筆記するノートテイクの方法もある。

鎌ケ谷市障がい者計画：障がい福祉計画策定経過

●平成 17 年

10月14日 障がい者計画改訂の基本方針策定

●平成 18 年

2月1日～3月31日 障がい者アンケート調査・回収

6月1日～6月23日 公募委員募集・選考

7月11日 第1回策定委員会

○委嘱状交付

○正副委員長選任

○計画策定概要説明

8月10日～9月15日 関係各課施策調査及びヒヤリング

8月31日～9月25日 障がい者関係団体調査

9月26日 第2回策定委員会

○現行計画の進捗状況及び主要課題について

11月7日 第3回策定委員会

○主要課題について

○基本的な視点、施策の方向性について

12月19日 第4回策定委員会

○施策体系について

○重点課題について

●平成 19 年

1月17日～2月16日 計画素案パブリックコメント

2月6日～ 千葉県意見照会

2月23日 第5回策定委員会

○計画素案パブリックコメント結果について

○障がい者計画：障がい福祉計画本案について

●平成 20 年

1月22日 平成 19 年度第 1 回障がい者地域自立支援協議会

7月21日 平成 20 年度第 1 回障がい者地域自立支援協議会

○相談支援事業の現状と課題について

○鎌ケ谷市障がい福祉計画について

11月21日 平成 20 年度第 2 回障がい者地域自立支援協議会

○障がい福祉計画の見直しについて

●平成 21 年

1月13日 千葉県意見照会

2月1日～3月2日 計画素案パブリックコメント

3月18日 平成 20 年度第 3 回障がい者地域自立支援協議会

○計画素案パブリックコメントについて

○第 2 期障がい福祉計画本案について

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること。
- (5) その他障がい者の地域の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 権利擁護・地域福祉関係者
- (7) 障がい者団体関係者
- (8) 行政関係機関職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第 8 条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第 9 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

印は会長 印は副会長

氏 名	所 属	役 職 等
くどう いくし 工藤 育史	社会福祉法人 南台五光福祉協会 もくせい園	園 長
おの ひとひこ 小野 仁彦	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット サポートネット鎌ケ谷	所 長
みよし しとみ 三好 志都美	社会福祉法人 優幸会	みちる園 事務長
まつむら ゆきえ 松村 幸江	特定非営利活動法人 きらら	理 事 長
ひぐち みよこ 樋口 美代子	特定非営利活動法人 青空の会	サービス管理責任者
わたなべ やすこ 渡辺 康子	習志野健康福祉センター（習志野保健所）	精神保健福祉相談員
かみたに ごう 上谷 豪	中核地域生活支援センター習志野圏域・なか まネット	コーディネーター
まつお かずえ 松尾 和栄	千葉県立つくし特別支援学校	進路指導主事
こしかわ やすお 腰川 裕生	千葉県立松戸特別支援学校	進路指導主事
とよだ ともじ 豊田 朋二	鎌ケ谷市商工会	副 会 長
しんどう のりひろ 進藤 典弘	船橋公共職業安定所	専門援助統括職業指 導官
とくだ くによす 徳田 訓康	社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会	副 会 長
やまもと さちこ 山本 幸子	鎌ケ谷市民生児童委員協議会	南部地区会長
さめしま わたる 鮫島 亘	鎌ケ谷市身体障がい者福祉会	会 長
いいだか ゆうこ 飯高 優子	鎌ケ谷市手をつなぐ親の会	会 長
はたなか いさむ 畑中 勇	鎌ケ谷市精神障がい者家族会 心の健康をささえあう ききょうの会	会長代理
あきざわ しんいち 秋澤 進一	鎌ケ谷市聴覚障害者福祉会	副 会 長
みつはし よしゆき 三橋 義行	社会福祉課	課 長
いわさ のぼる 岩佐 昇	健康増進課	課 長

障がい福祉サービスの新体系

福祉サービスは、平成 18 年 10 月以降、段階的に新たな体系へと再編されています。

旧サービス		新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	デイサービス	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	ショートステイ	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
		児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
施設サービス	重症心身障がい児施設	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療護施設	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	更生施設	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	授産施設	障がい者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉工場	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	福祉ホーム	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設	就労継続支援 (A雇用型・B非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		移動支援	円滑に外出できるよう移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金を、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

第2期（平成21～平成23年度）

鎌ヶ谷市障がい福祉計画

発行 平成21年3月

発行・編集 鎌ヶ谷市健康福祉部障がい福祉課

住所 〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047-445-1141（代表）

FAX 047-443-2233